

すまいの支援

全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊 一部損壊 水色がついている判定結果が支援の対象です。

修理する、住み替える、解体する。これからの「すまいをどうするか」で、利用できる支援が変わります。

これからどうするか、まだ悩んでいる人へ

修理するか、解体するか、住み替えるか。迷っている段階でも、まずはすまいの相談窓口へ



すまいの相談窓口

☎(27)6647

住家の緊急修理



屋根・外壁・建具（玄関、窓、サッシ）などから雨水が入ることを防ぐための緊急修理（ブルーシートの展張など）の費用を支援します。

限度額 1世帯 56,400円以内（税込）
※限度額までの費用を市から修理業者へ支払う制度です

修理期限 令和8年10月27日（火）

- ・修理前後の写真が必要です。
- ・ブルーシートは申請者自身でご準備ください。
- ・準半壊以上（相当）の被害を受けた住家が対象です。
- ・被害の程度は、申込時に被害状況の写真などで判定します。

！ 契約・支払いの前にご相談ください

☎福祉課
福祉政策係
☎(27)3317

詳しくはこちら



賃貸型応急住宅（みなし仮設）



※全壊または半壊以上の被害を受けて解体する世帯などが対象
賃貸型応急住宅への入居を支援します。

家賃上限

1人（単身）の世帯	55,000円
2人の世帯	65,000円
3～4人以下の世帯	95,000円
5人以上の世帯	130,000円

☎すまい再建支援室
☎(27)6647



住宅の応急修理



全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
----	-------	-------	----	-----	------

元の住宅に引き続き住むため、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する費用を支援します。

修理期限 令和9年1月27日（水）

限度額

全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊	757,000円以内（税込）
準半壊	367,000円以内（税込）

！ 契約・支払いの前にご相談ください

☎すまい再建支援室
☎(27)6647

詳しくはこちら



県営住宅などの無償提供



全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
----	-------	-------	----	-----	------

入居期間

6か月以内（最長1年まで更新可能）

費用

家賃・駐車場代無料
※共益費、光熱費、家具・家電は入居者負担です

☎熊本県営住宅
管理センター
☎096(213)2711



公費解体



全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
----	-------	-------	----	-----	------

個人が所有する家屋などまたは中小企業者が所有する事業所などで、所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって解体・撤去を行う公費解体の申請を受け付けています。

受付期間 令和8年9月14日（月）～12月28日（月）

受付時間 午前9時～午後4時まで（正午～午後1時を除く）
※当面の間は、土・日曜日および祝日も受け付けます。

受付場所 すまいの相談窓口
※市役所1階正面玄関入って左側

☎すまい再建支援室
☎(27)6697

詳しくはこちら



井戸の応急修理

元の住宅に引き続き住むため、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する費用を支援します。

限度額

一世帯あたり：最大757,000円以内

対象者

井戸が飲用水を得る唯一の手段（水道を利用していないこと）など
※既に修理が完了し、業者へ支払済みの場合は対象外です

！ 契約・支払いの前にご相談ください

☎環境交通課
環境交通係
☎(27)3316



令和8年熊本地震で被災された皆さまへ

支援制度のご案内

り災証明書が届いたら、次にすること

まずは、り災証明書の判定結果（被害の程度）を確認しましょう。
そのうえで、これからの「すまいをどうするか」に近いケースを選び、利用できる支援を見つけてください。

1 判定結果を確認する



2 これからどうしたいかを考える



3 使える支援を確認する



4 相談・申請する



まだ、り災証明書を申請していない人へ

☎税務課 固定資産税係
☎(27)3313 ☎(27)3314 ☎(27)3315

支援制度の申請や保険の請求などに必要となることがある証明書です。



り災証明書

対象 住家・非住家
証明すること 建物の被害の程度
区分 全壊・半壊・一部損壊など



被災証明書

対象 カーポート・車両・家財など
証明すること 災害で被害を受けた事実

申請するには

受付時間 平日 午前9時～午後5時
受付場所 市役所庁舎1階 会議室1
必要なもの 本人確認書類、被害が確認できる写真

現地調査なしで

即日交付 できる場合があります

建物の被害が軽微で、申請者が「準半壊に達しない（一部損壊）」という結果に同意できる場合は、現地調査を行わず、り災証明書を即日交付できます。

現地調査を希望する人へ

- 申請時に希望された人から、順次、現地調査を行っています。
- 申し込みが多いため、調査まで時間がかかる場合があります。
- 1次調査（外観調査）の場合は立ち合いの必要はありません。

CASE 1 修理して今の自宅に住み続けたい

世帯 2人世帯（50代夫婦）
り災判定 中規模半壊
希望 修理して今の自宅に住み続けたい

利用できる制度

- 住宅の応急修理 上限757,000円 [13ページへ](#)
- 被災者生活再建支援金 加算支援金500,000円 [14ページへ](#)

CASE 2 解体して新しく家を建て直したい

世帯 4人世帯（40代夫婦、小学生1人、保育園児1人）
り災判定 半壊
希望 自宅を解体して新しく建て直したい

利用できる制度

- 公費解体制度 [13ページへ](#)
- 被災者生活再建支援金 基礎支援金1,000,000円＋加算支援金2,000,000円 合計3,000,000円（定額） [14ページへ](#)
- 公費解体予定の場合は、賃貸型応急住宅（みなし仮設）家賃上限95,000円 [13ページへ](#)
- 学用品の支給 [15ページへ](#)
- 保育料の免除 [15ページへ](#)

税・保険料・手数料など

区分	支援内容	問い合わせ
税金	申請不要 半壊以上 個人住民税・固定資産税・国民健康保険税について職権により、減免を行いますので、減免申請書の提出は必要ありません。	☎税務課 ☎(27)3313 ☎(27)3314 ☎(27)3315
上下水道 使用料	申請必要 被災し、水道料金などの支払いが困難な人に対して、支払期日の延長や料金の減免などを行っています。 右記連絡先へご相談ください。	☎上下水道課 お客様センター ☎(22)6633
介護サービス 利用料	利用時に申告 半壊以上 サービス利用時に対象者である旨を申告することで、利用料の支払いが猶予・免除されます。り災証明書で要件該当が確認できた人は、市への申請は不要です。 対象期間：7月28日～11月末までのサービス分	☎高齢者支援課 介護保険係 ☎(27)3321
国保・後期高齢者 医療一部負担金	利用時に申告 半壊以上 受診時に対象者(半壊以上)である旨を申告することで、一部負担金の支払いが免除されます。り災証明書で要件該当が確認できた人は、市への申請は不要です。 対象期間：7月28日～11月末までの受診分 対象期間中に一部負担金を支払った場合で要件に該当する人には、後日払い戻します。	☎市民保険課 国保年金係 ☎(27)3312
介護・後期 高齢者医療 保険料	申請不要 半壊以上 職権により、減免を行いますので、減免申請書の提出は必要ありません。減免を希望されない場合は、ご連絡ください。 ※被災市町村から転入された人は、り災証明書の写しを添付して申請が必要です	▶介護保険料 ☎高齢者支援課 介護保険係 ☎(27)3321 ▶後期高齢者医療保険料 ☎市民保険課 国保年金係 ☎(27)3312
保育料	申請必要 準半壊以上 対象者は、減免申請書にり災証明書の写しを添付してご提出ください。詳細は、右記問い合わせ先までご連絡ください。	☎子育て支援課 保育支援係 ☎(27)3323

**パスポート
発行手数料の免除**

窓口で申請 **半壊以上**

パスポートの発行手数料が免除されます。
※すでにパスポートを申請中の人、オンライン申請は対象外です

☎市民保険課 市民係 ☎(27)3311

**マイナンバーカード
再発行手数料の免除**

令和8年7月28日以前にマイナンバーカードの交付を受けた人で、地震により紛失・破損した人は、再発行手数料が免除されます。

☎市民保険課 市民係 ☎(27)3311

**住民票の写しなどの
交付手数料の免除**

住民票をはじめとする、各種証明書の交付手数料が免除されます。
※コンビニ交付では免除の対応はできません

☎市民保険課 市民係 ☎(27)3311

学用品の支給

申請必要 **半壊以上**

被災により学用品を失った児童・生徒へ、学用品を現物で支給します。

上限額

小学生 5,800円 / 中学生 6,100円

☎学校教育課 学務係
☎(22)6500

福祉用具の再給付

申請必要

地震により福祉用具の使用ができなくなった人へ、福祉用具の再給付を行います。
再給付には申請が必要です。

☎福祉課 障がい者支援係
☎(27)3318

**障害福祉サービス、
障害児通所利用料の減免**

申請必要

地震により被災された人の障害福祉サービス、障害児通所利用料について、減免が受けられる場合があります。減免には申請が必要です。

☎福祉課 障がい者支援係
☎(27)3318

給付・貸付・義援金などの支援

「すまいをどうするか」によって、利用できるお金の支援が変わります。
このページでは、皆さまが受けられる主な支援を紹介します。
支援には、もらえるお金(給付)と、借りるお金(貸付)があります。

全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊 一部損壊

紫色がついている判定結果が支援の対象です。

被災者生活再建支援金 **給付**

住宅の被害の程度や再建方法に応じて支給される支援金です。詳細は、お問い合わせください。

詳しくはこちら

義援金 **給付**

詳細が決まり次第、お知らせします。

基礎支援金

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
全壊または半壊以上で解体		最大100万円			
大規模半壊		最大50万円			

加算支援金

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
----	-------	-------	----	-----	------

中規模半壊以上の被害を受けた場合または半壊の被害を受けて解体する場合に、再建方法に応じて支給します。

☎すまい再建支援室 すまい再建支援班 ☎(27)6647

災害援護資金の貸付 **貸付**

詳しくはこちら

地震により世帯主に負傷または住居・家財に損害があった世帯のうち、所定の要件を満たす世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸し付けを行います。
貸付には申請が必要です。

対象者(※所得制限あり)	世帯主が負傷、または住居(半壊以上)や家財に被害を受けた人
利率	年3%(据置期間中は無利子)
償還期間	10年(据置期間含む)
据置期間	3年

☎福祉課 福祉政策係 ☎(27)3317

生活福祉資金(緊急小口資金)の特例貸付 **貸付**

地震により被災し、当面の生活費を必要とする世帯へ、無利子で生活費を貸し付けます。

貸付額	1世帯につき原則10万円以内 ※一定の要件に該当する世帯は20万円以内
返済	貸付日から1年以内は据え置き、その後2年以内に返済
申請に必要なもの	本人確認書類、振込先が分かるもの
受付場所	宇土市福祉センター(浦田町44)
受付時間	午前10時～午後4時(土・日、祝日を除く)

※申請は1世帯につき1回限りです
☎宇土市社会福祉協議会 ☎(23)3756

災害弔慰金 **給付**

詳しくはこちら

地震により亡くなられた人のご遺族に対し、災害弔慰金を支給します。支給には申請が必要です。

受給遺族

亡くなった人の死亡当時における
①配偶者、子、父母、孫、祖父母
②兄弟姉妹(同一世帯または同一生計に限る)

支給額

生計維持者	500万円
生計維持者以外	250万円

☎福祉課 福祉政策係 ☎(27)3317

災害障害見舞金 **給付**

地震により重度の障がい(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断など)を負った人に災害障害見舞金を支給します。
支給には申請が必要です。

支給額

生計維持者	250万円
生計維持者以外	125万円

☎福祉課 福祉政策係 ☎(27)3317

15 | 2026.10 |

| 2026.10 | 14

各種相談窓口

こども家庭センターへの相談

妊娠・出産、子育て、女性に関する悩みや不安の相談を受け付けています。



相談体制
保健師や家庭児童相談員などが対応

受付時間
平日 午前8時30分～午後5時15分

場所
福祉センター2階（浦田町44番地）
☎こども家庭センター ☎(27)3322

健康相談

災害後の避難生活や車中泊などにより、体調に不安を感じている人の健康に関する相談を受け付けています。

- 食事や生活習慣について相談したい
 - 不安で眠れない・眠りが浅くなった
- ※相談内容に応じて、保健師・管理栄養士が対応します

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

お電話や健康づくり課窓口で
ご相談を受けています。

☎健康づくり課 健康推進係 ☎(27)3324
☎健康づくり課 母子保健係 ☎(27)4428

宇土市役所で開催中の士業による無料相談

弁護士、司法書士、行政書士などの専門家が、地震被害に関する相談や様々な情報提供を無料で行っています。

相談員	開催日
熊本県弁護士会	毎週火曜日・木曜日
熊本県司法書士会	毎週水曜日
熊本県行政書士会 宇城支部	毎週月曜日

時間 午後1時～4時
場所 宇土市役所 1階 ロビー
対象者 地震により被災された人およびその家族
費用 無料
予約 事前予約不要（当日受付）

☎総務課 行政係 ☎(27)3303

片付けを手伝ってほしい人へ 宇土市災害ボランティアセンター

令和8年熊本地震によりお困りの皆さまの生活再建を、ボランティアがお手伝いします。
お手伝いを希望される人は、宇土市災害ボランティアセンターへお電話か窓口でお申し込みください。

お手伝いできること

- 被災した住居の片づけ
 - 家具・家財などの運び出し
 - 被災した家財・資材等の運搬
 - 住居や敷地内のがれき・被災物の片づけ など
- ※住家への支援を優先するため、空き家、倉庫、物置、小屋などの片付けについては、原則としてお手伝いできません。また、住家についても、被害の程度や建物の状況によっては、ボランティアの安全確保を優先し、活動をお断りする場合があります

10月以降の活動について

災害ごみの運搬は、災害ごみ仮置場の開場に合わせて行います。なお、仮置場が開場された場合の運搬を伴うご依頼は、10月13日(火)までにお申し込みください。運搬を伴わない片付けなどは、当面の間は依頼に応じて対応します。
活動日やボランティア募集などの詳細は、宇土市社会福祉協議会のホームページでお知らせします。

お申し込み先

宇土市災害
ボランティアセンター
(宇土市社会福祉協議会)
宇土市浦田町44番地
(福祉センター内)
☎(23)3756
 詳しくはこちら
(宇土市社会福祉協議会
ホームページ)

地震による営農相談の窓口

宇城地域振興局農業普及・振興課に、地震により被害を受けた農業者からの営農相談を受け付ける窓口が設置されました。

対象 作物の栽培や農地の復旧に関することなど、営農に関すること全般
受付時間 平日 午前9時～午後5時
相談窓口 宇城地域振興局 農業普及・振興課 ☎(32)0351

水産振興室へご相談ください

対象
地震により、水産物の生産・加工に必要な施設（ノリ乾燥施設など）が被災された人
☎水産振興室 ☎(27)3326

事業者・農林水産業者の皆さまへ

中小企業向け支援

宇土市ホームページ
中小企業向け支援一覧



☎商工観光課 商工振興係
☎(27)3328

施設・設備の復旧を支援 事業用の施設・設備の復旧にかかる費用の一部を補助します。

① くまもと事業者再出発支援補助金

対象 中堅企業・中小企業・小規模事業者
補助率 中小企業・小規模事業者 **3/4**
中堅企業 **1/2**
上限額 **3億** ※複数回被災事業者は上限15億
(5億円までは10/10定額補助)

令和8年10月上旬頃に「事業者向け説明会」が開催予定。
10月中旬から個別相談会も開催予定。

☎熊本県 商工振興金融課 ☎096(333)2338

② 小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)

対象 小規模事業者
補助率 **2/3** (複数回被災事業者は10/10)
上限額 **200万円** (直接被害)
100万円 (間接被害)

対象経費 機械装置等費、修繕費、広報費、展示会
出展費、委託・外注費 など

☎宇土市商工会 ☎(22)5555

資金繰り支援

① 特別相談窓口

地震の影響による、経営のお困りごとや資金繰り、再建支援などについてご相談ください。

☎宇土市商工会 ☎(22)5555

② セーフティネット保証4号

地震により売上高等が減少している中小企業の資金繰りを支援する制度です。認定を受けることで、一般保証とは別枠の信用保証協会の保証(保証割合100%)を利用することが可能となります。

指定期間 令和8年11月4日(水)まで

☎商工観光課 商工振興係 ☎(27)3328

詳しくはこちら▶



宇土市内に住所があり、農業収入のある農業者向け支援

☎農林政策課 農林振興係
☎(27)3325

① 農業用機械・施設の修繕・再取得

被災した農業用機械・施設の修繕・再取得を支援します。基本は修繕(原形復旧)で、機能向上分は自己負担です。自力施工の資材費も対象です。

補助率 最大 **9割**
※共済金などを差し引いた額が対象
対象例 トラクター、田植え機、コンバイン、農作業施設、加工施設、農機具格納庫、かん水施設、農業用ハウスなど
※ハウスなどを再建・修繕した場合は園芸施設共済などへの加入が必要です

必要書類

- 被災状況が分かる資料 (写真・撮影日時など)
- 修繕に必要な金額が分かる資料 (見積書)
- 建て替え・再取得の場合は、修繕が不能であることの証明書など
※施設は面積が分かる資料が必要な場合があります



詳しくはこちら▶

② 農業用施設の撤去

迅速な営農再開のため、農業用倉庫など農業用建築物の撤去について、公費解体で対象とならなかった施設の撤去を支援します。

補助率 最大 **8割**

申請期間・会場 電話で必要書類を確認の上、申請してください。

第1回申請期間	令和8年10月13日(火)～20日(火) ※土日除く	申請日	お住いの地区
時間	午前9時～午後4時	13日(火)	宇土・轟・花園
場所	宇土市役所別館2階 和室	14日(水)	緑川
※期間内の申請が困難な人は、10月21日以降も農林政策課で随時受付。ただし、事業の実施が遅れる場合があります		15日(木)	走潟
		16日(金)	網津・網田
		19日(月)	全地区
		20日(火)	全地区